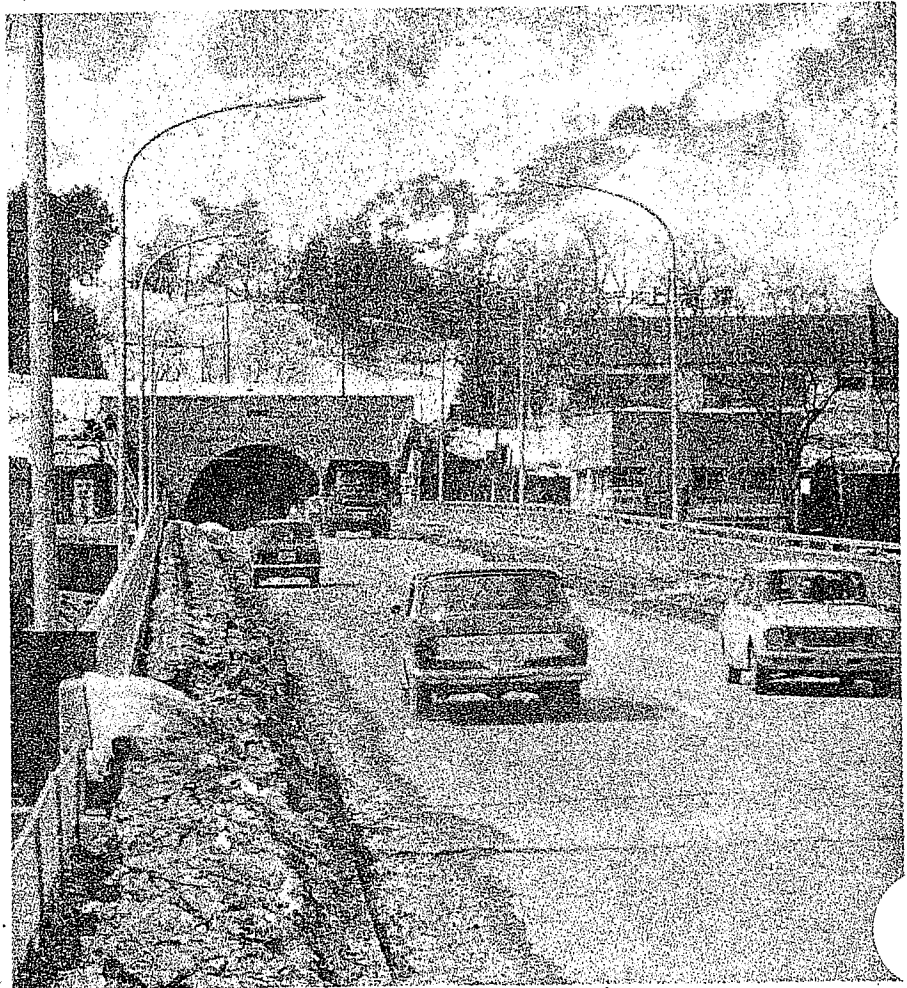


市政だより

こくばん

- ▷ 4日 小中学校入学式
- ▷ 6日~15日 春の全国交通安全運動
- ▷ 9日から ポリオ生ワクチン投与 市内
- ▷ 14日 午後2時 成人教育打合せ会 公民館
- ▷ 15日 午前10時 農業青年学級開講式 公民館
- ▷ 17日 午後6時30分 建築職能青年学級開講式 公民館
- ▷ 21日 午後2時 市研究指定校連絡会 謹教小



芦ノ牧隧道が貫通

昭和43年の秋から国道121号線の改良工事として、芦ノ牧隧道工事が行なわれていましたが、このほど貫通しました。芦ノ牧隧道の長さは335m幅員8.5mで芦ノ牧大橋から温泉街を通らずにまっすぐ通り抜けられます。

隧道は、現在の国道よりもかなり高い位置にあるため盛り土などの附帯工事が残されており、全部完成するのは、昭和45年度末の予定です。このように道路の改良整備は着々と進められています。

人口動態

(3月1日現在)

世帯数 25,246 (+15)
 総人口 102,587 (-44)
 男 48,449 (-10)
 女 54,138 (-34)
 出生 146 死亡 79
 転入 223 転出 334

青年海外派遣団員を募集

- ▷ 派遣地域 北欧地域
 - ▷ 人数 1名
 - ▷ 申込先 福島市杉妻町2-16 (〒960) 福島県民室青少年育成係
 - ▷ 申込期限 4月15日まで
- なお、くわしくは、市農政課へお問い合わせください。

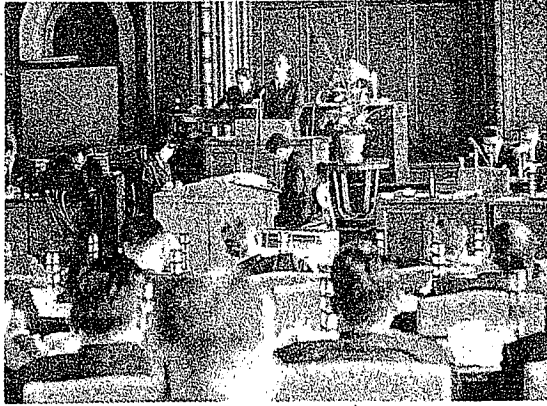
今月から1人2冊まで

会津図書館では4月1日から本の個人貸出しを1人2冊までとします。また、今までの貸出証は3月末で無効になりますので、身分証明書などを持参のうえ新しいカードの交付を受けてください。

昭和45年度施政方針演説要旨

快適な都市環境の整備に重点

長期的展望に立った街づくりを



高瀬市長が施政方針演説する議会

そして漸く昭和四十年にいたり、未来を計画し、それに見合った先行的な政策を樹立しようとの意欲が見え始めた時代であり、改正自治法によって、各地方公共団体が独自の基本計画を樹立することを規定しているゆえんであります。

三月十日午後一時からひらかれた三月定例市議会において、高瀬市長は施政方針演説を行ない、新しい時代の社会基盤をつくり、今日の都市環境を整えるという地方自治本来の姿を明確にするため、①生活環境の整備②健全な児童の育成③市民の福祉④産業の発展⑤都市機能の充実の五つの柱によって、行政的に表現することを明らかにしました。施政方針演説の要旨は次のとおりです。

一九七〇年代の夜明け

本年は、変革の時代、激動の時代といわれ、一九七〇年代への第一歩を刻むべき年であります。

戦後の地方自治

この時にあたり、戦後の地方自治をふりかえつてみますと、「戦後」から「もはや戦後ではない」と経済白書にうたわれた昭和三十年までの十年間は、赤字と

の戦いの期間であり、いわば「火の車の期間」ともいえるのであります。

その後、昭和四十年に至る十年間は、形だけは赤字財政から脱却できたもののその年その年の当面する問題の対策にのみ追われた、いわば「やりくりの時代」とも称すべきであったかと存じます。

全会津の

視野に立って

これからの十年間を、単なる会津若松市としてではなく、広い会津全域における共通の課題は何であるかを考えます時、一つは、会津の広域行政をどのような形で進展させ、まとめあげるかであり、他の一つは会津全域の生活を守り、産業を豊かにする根拠である「水」に対しての需要を測定し、将来その資源の確保に遺憾なき対策をたてること、市町村の枠をこえ、取り組まねばならない最大の命題ではないかと思料する次第でございます。

施政の二大目標

こうした全会津の背景を考慮しつつ、来るべき十年間を見通し、一九七〇年の施政の目標をたててまいりましたように、今日を見る眼と明日を見る眼の二つの観点から「新しい時代の社会基盤をつくる」「今日の都市環境を整える」という地方自治本来の姿を明確にしていきたいと思います。

減税などはかる

財政運営

この二つの目標を具現する裏付となる、財政運営のなかで、歳入面にあつては市民の切実な問題である税

の重圧感を軽減するため、昨年に引きつづき市民税を標準税率の一・三五倍から一・二五倍に引き下げ、法律減税と併せて約六千五百万円の減税を計画し、歳出面においては、税外負担解消の一環として、学校教育

整えられる生活基盤

はじめに「生活環境の整備」つまり市民の生活を守る環境整備のための施策であります。

衛生プラント

の増設

まず、毎日の暮らしを快適にすすため、環境衛生にもっとも欠かせないゴミ処理につきましては、昨年より改善に努力してきたところであります。袋詰方式の他に、住宅地にあつてはコンテナ方式を採用して効率化を図り、し尿処理についても衛生プラントの増設計画によって処理能力をさらに四十パーセント増強する所存であります。

住宅難の解消へ

また市民生活の根拠である「住」の問題を秩序ある街づくりの一環として解決するため、材木町、館団地に、公営住宅五十六戸、改良住宅四十戸を建設して住宅難解消に一層の努力をしてまいりたいと存じます。

社会教育の拡充

市民教養の場としての図書館活動については、その活動の源である図書費の増額、さらにブック・モビールを新たに、社会教育の拡充強化などを考慮しております。

配水管網の整備

さらに生活の高度化、給

市民体育施設の充実

一方、市民の体位向上につながるものとして、県営屋内体育館の誘致、社会体育団体の育成強化、総合運動場の整備に意を尽してまいりたいと存じます。

防火体制の強化

こうした市民の日常生活

人間性ゆたかな

人づくりを

第二に「健全な児童の育成」のために行なうべき施策であります。

創設される

児童手当制度

まず新たに「五歳児の健康診断」を実施し、また働く母親が安心して働けるために「乳児保育所」を設置し、永年要望されてきた児童手当制度を創設するとともに、地域における子供会の組織の強化を図り、青少年の豊かな人間性を育てる社会教育を展開したいと存じます。

父兄負担の軽減

一方、児童の健全な成長の軸である学校教育のあり方は大巾なP・T・A負担

を具体的に守るため、新たな都市公害対策にとりくむとともに、災害の絶滅を期し、消防署員の増員、団員の処遇改善による組織の充実、発展する住宅地域における防火水槽及び消火栓の増設などを初めとする施設などの充実、嘱託医の専任による救急活動の拡充強化に努力してまいる所存でございます。

血のかよう福祉対策

第三に「市民の福祉」のための施策でございます。

公益質屋廃止 老人の憩の家

昨年より実施してまいりました低所得者層に対する無担保無利子の融資が安定し、一方設立当初の目的を果した公益質屋を老人クラブに解放して、各地域における老人の「憩の家」として話し合いの場を拡げる緒としたいと存じます。また国民宿舎あいつ荘の利用料金を老人、身体障害者

調和ある産業発展めざす

第四に「産業の発展」すなわち豊かな郷土をつくる産業の発展のための施策であります。

農業経営の近代化

このたびわが国の農政の基本施策となった米生産調整が実施されるに至りましたが、当該地方の特殊性を国・県に訴えたいと、経営の近代化を施策の中にもりこみ、また農協合併についても積極的に取り組む所存であります。一方、林業、畜産、養蚕の振興などを中心とした農業振興計画の樹立と、農業構造改善事業

は半額にするなどの方法と社会福祉協議会の強化などにより市民福祉の向上をはかりたいと存じます。

乳児十割給付 助産費三千元に

近年、受診率は大巾に増加する一方、医療費の点数値上げによる特別会計の増大に対し、保健制度の原則である受益者負担の考えから国保税の値上げによってこれまで七割給付であった乳児に対して十割給付とし助産費二千元を三千元にするなどより健康管理のしやすい国保制度の実現を期する所存でございます。

工場の誘致

農林道の整備に力を注ぐ所存であります。二次産業の発展については、地場産業の合理化をはかりつつ、本年も「地元産業の育成に寄与し得る工場」の誘致を図ってまいりたいと存じます。

市場統合を推進

三次産業の中核である流通部門においては生鮮食料品の価格安定の一助として市場の統合を推進し、食肉センター運営の健全化、消費者行政に力を尽してまいり所存でございます。

金融制度の拡充

また当市の商業の発展のために近代化資金枠の拡大、地元資本の充実、さらに地場産業の市場開拓にも努力を重ねたいと存じます。

観光資源の開発

さらに国民の心のやすらぎの場として、豊かな観光資源を開発し、広域化する観光にとりくんでまいりたいと存じます。

未来にたえうる都市づくり

第五に「都市機能の充実」すなわち未来にたえうる都市機能の充実のための施策であります。

環状線の建設

城下町の交通渋滞を解消するため、四九号線、一一一号線若松バイパス、黒岩柳原線など環状線の建設と日常生活道を「パトロール方式」できめ細かに管理するとともに、人家連たん地区を「防じん処理」で整備するものであります。とくに冬期間の交通確保については、事前の豪雪対策を十分に検討し、歩道の確保にも意を注いでまいり所存でございます。

以上五つの柱を積極的に押しすすめるための裏付けである昭和四十五年財政運営については、先に申し

いと存じます。一方、産業発展の基礎である労働力の確保と地元定着化を促進いたします。

農業後継者の育成

農村においては後継者育成に意をそそぐ一方、季節的繁閑を考慮した農村の労働力をいかに生かすかなど併せて検討したいと存じます。

あげました二つの大綱を中心に従来からとって参りました健全財政を堅持しようとするものでございます。財政基盤の確立のため、今後とも着実に健全化の方策を推進する一方、「収支の均衡」はもとより「財政構造の健全化」に力を傾注する所存でございます。これまで申し述べてまいりました施策については、議会のご意志を頂戴することは勿論であります。その他に例えば移動市長室の開設などによって、公聴広報活動を拡充するとともに町内会、区長会の充実による住民組織の強化が市民のための市政にもつながることであり、さらに冗費の節約につとめることで行政効率の向上をはかり、市と住民が一体となって当市の発展に尽力してまいる所存でございます。

昭和45年度の主な事業

26億9,181万円はこう使われます

し尿処理場の増設や鶴城小の改築など

三月十日から二十九日まで、会期二十日間で開かれた三月定例市議会は、昭和四十五年度一般会計予算など四十九議案が提案され、原案どおり可決されました。予算の規模は、二十六億九千八百八十一万円と、昨年度当初予算より四億二千二百八十一万円ふえています。都市環境整備、公営住宅建設、義務教育費の父兄負担の軽減など市民生活に密着したきめ細かな行政が推進されます。

また、市民税も大幅な減税が行なわれ、標準税率一・三五倍を〇・一倍引き下げ、一・二五倍としました。本年度の主な事業と予算は、次のとおりです。

務 全戸に「市民便利帳」を配付

- ◇総務費（五億四千四百二十九万円）
 - ▽防犯灯新設工事費二十四万五千円、防犯灯設置補助金四十万円
 - ▽防犯灯設置に對する補助と、市が単独設置する経費です。
 - ▽市民便利帳印刷費百万円
 - ▽市の仕事の内容、諸手続などを説明したもので全世帯に配分します。
 - ▽広域都市計画調査費負担金百五十万円
 - ▽広域都市計画の調査を県と合同で進めている調査費です。
 - ▽旧保健所敷地購入費九百二十三万円
 - ▽旧保健所跡を取得し、市役所分庁舎にした土地購入費です。
 - ▽庁舎整備費六百七十六万三千円

民 生 児童手当、市が独自にスタート ゴミ収集も新方式で

- ◇民生費（三億四千一万六千円）
 - ▽第二児童館建設事業費六百五十五万二千円
 - ▽現在、材木町で工事中の改良住宅建設と同時に移転新築するものです。
 - ▽児童手当四十八万円
 - ▽国に先がけて本市独自で行うもので、低所得世帯を対象に中学生以下の第四子目から一人、月額千円を支給するものです。
 - ▽扶助費二億四千七百六十八万八千円
 - ▽生活保護、老人保護、児童措置費などです。
 - ▽衛生費（三億二千五百六十七万七千円）
 - ▽霊柩自動車購入費百五十万円
 - ▽市営斎場に霊柩車一台を購入します。

し尿処理場増設費五千六百三十万円

現在の処理能力は、九十キロリットルですが、そこにもう一基（三十六キロリットル）を増設し、処理能力をアップするものです。

▽塵芥収集のためのコンテナ方式経費四百八十五万円

新しくコンテナ（ダストボックス）方式によるゴミ処理をするものです。これは、ダストボックス百個、三・五トン積クレーン車一台の購入費です。市民生活に密着するもので、その成果は大いに期待されます。

政 進められる農構改善事業や

畜産振興など

- ◇農林水産業費（一億四千二百八十一万円）
 - ▽農業経営構造改善資金五百万円
 - ▽農業の近代化に融資されます。
 - ▽農業構造改善事業費二千三百三十万三千円
 - ▽改善事業の最終年度をむかえ、神指地区にトラクター二台の購入、ライスセンター一棟の建設と、その基盤造成が進められます。
 - ▽共同防除事業費八十九万九千円
 - ▽共同体制による空中防除（ヘリコプターによる）と地上防除に要する経費です。
 - ▽米生産調整対策費五十万円
 - ▽畜産振興奨励費四十八万円

▽塵芥処理場施設補修費九百十八万円

通風ファン二基、クレーン、灰出し、コンベヤーなどの施設を取りかえます。

◇労働費（四千六百八十二万六千円）

- ▽失業対策事業費三千二百七十七万七千円
- ▽一日就労人員四十七人を見込み、市道九路線の簡易舗装のほか、砂利道および舗装の補修整備を実施します。
- ▽労働金庫預託金七百万円
- ▽勤労者の融資に利用されます。

▽農道整備事業費百万円

重要農道の砂利、敷用砂利購入費などです。

▽造林事業費三百九十二万三千円

市有林の造林用経費です。

▽苗畑事業費百六十万円

市有林および民有林の造林事業に伴う樹苗生産に要する経費です。

▽面川林道整備事業費五十万円

面川林道整備に要する費用です。

▽笹山林道整備事業費七十万円

笹山林道整備に要する費用です。

▽幣地林道整備事業費百五十万円

幣地林道整備に要する費用です。

▽農業協同組合営農指導事業整備促進補助金八十八万円

農協の営農指導員設置に要する経費の補助金です。

▽乳用牛十頭、肉用牛四十頭の導入、繁殖の奨励に要する経費です。

▽県営吉ヶ平ダム建設事業費五百七十七万九千円

▽ブルドーザー購入費七百五十万円

振興山村事業に

工 観光施設の充実と

積極的な誘客対策

- ◇商工費（八千五百六十二万七千円）
 - ▽中小企業振興対策貸付金四千五百万円
 - ▽中小企業の資金ぐりを潤おそうとするもので、企業者の行政指導と育成強化をはかるものです。
 - ▽工場設置奨励金四百五十四万円
 - ▽観光費六百四十二万一千円
 - ▽観光対策として、会津のよさを全国にPRし、観光客誘致（国鉄などの車内広告）と観光施設の充実、などに要する費用です。

木 防塵舗装費を大幅計上

大町土地区画整理軌道に乗る

◇土木費(四億七千六百七十八万七千円)
 ▽交通安全施設整備事業費八百六十六万二千円▽交通安全施設として、歩道、交差点改良を行なうものです。本一ノ丁・石山線五百四十メートルの道路両側に歩道をつくり、東山街道までむすびます。
 ▽グレーダ購入費四百八十万円▽道路の補修管理にグレーダ(七・五トン)を購入入します。
 ▽市街地側溝整備費二百万円▽側溝のドブさらいマシンを利用して、側溝につまったゴミ、ドロなどを清掃して整備するものです。
 ▽道路復旧工事費二百万円▽防塵舗装費一千四百万円▽現在、砂利道の箇所を舗装道路にするもので、市内のデコボコ道、農村部の道路も舗装する方針です。
 ▽鍛冶屋敷・飯寺線舗装改良事業費二百四十一万五千円▽鍛冶屋敷・飯寺線百三十四・八メートルを舗装するものです。
 ▽ラ線(湊町)特殊改良事業費六百万円
 ▽道路拡幅改良工事費など一千六百七十七万二千円▽面川若松線(門田町地区)市営斎場通り)旭町通り、芦ノ牧一号線、村西湯本線

▽住宅建設費一億四千九百七十六万九千円▽門田町に市営住宅五十六戸(第一種中高層耐火二十四戸、第二種同三十二戸)材木町に改良住宅四十戸を建設するものです。

育 父兄負担の軽減と

教育環境整備が重点

◇教育費(三億七千二百五十三万四千円)
 ▽鶴城小学校改築費四千二百八十九万四千円▽鉄筋コンクリート三階建(一〇三六・九二平方メートル)の改築費です。
 ▽日新小学校増築費二千六百七十七万四千円▽鉄筋コンクリート三階建(六八〇・四〇平方メートル)の増築費です。
 ▽学校プール新設費四百三十二万六千円▽いままでなかった鶴城小学校に設置するものです。
 ▽湊中学校寄宿舎新築費千三百六十九万五千円▽鉄骨造り二階建(二五五・九六平方メートル、収容人員四十人)が建設されます▽四中屋内体育館補修費二百万円
 ▽学校防火対策工事費小学校合計百六十四万円
 ▽小中学校の机、腰掛整備費三百七十五万円▽市内の各小中学校の机、イスを年次計画によりパイプ製のものに取替えます。
 ▽家庭負担軽減経費七百万円
 ▽ブックモバイル購入費百九十五万円
 ▽総合運動場整備費三百五十三万五千円▽陸上競技場第一・第二球場、庭球場、相撲場、プールの整備に要する経費です。
 ◇議会費(五千二百四十万三千円)
 ◇公債費(一億八千七百六十万六千円)
 ◇諸支出金(五百六十六万六千円)
 ◇予備費(八百万円)

防 防火水そうの新設と

消 小型ポンプ五台購入

◇消防費(一億四百九十五万七千円)
 ▽救急隊の設置十二万円▽急患のときに指定の救急隊に夜中や休日でも診断してもらえらるようにするのがねらいです。
 ▽防火水そう新設工事費二百五十五万四千円▽花畑住宅、日新小学校付近、七日町阿弥陀寺付近に、各一カ所づつ設けます。
 ▽小型動力ポンプ購入費二百二十五万四千円▽北町中地一箕町上登養、高野町界沢大戸町間川、神指町東神指の五カ所に配置されます。
 ▽消火栓新設及び維持管理負担金百五十万円
 ▽東山湯本地区防火水そう建設補助金五十万四千円▽東山湯東街に防火水そう(六十トン)設置の補助です。

可決された議案

昭和四十五年度会津若松市一般会計予算ほか十四件
 昭和四十四年度会津若松市一般会計補正予算ほか十件

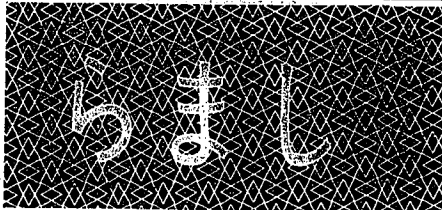
会津若松市建設審議会条例の一部を改正する条例。
 会津若松市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、会津若松市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例、会津若松市吏員恩給条例等の一部を改正する条例、会津若松市手数料条例の一部を改正する条例、会津若松市特別会計条例の一部を改正する条例、会津若松市住居表示整備審議会条例を廃止する条例、会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例、会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例、会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例、会津若松市公益質屋条例を廃止する条例、会津若松市児童手当の支給に関する条例、会津若松市国民宿舎あいづ荘条例の一部を改正する条例、会津若松市農業近代化施設資金の利子補給及び損失補償に関する条例を廃止する条例、会津若松市食肉センター条例の一部を改正する条例、会津若松市墓地計画審議会条例を廃止する条例、会津若松市都市公園条例の

請願

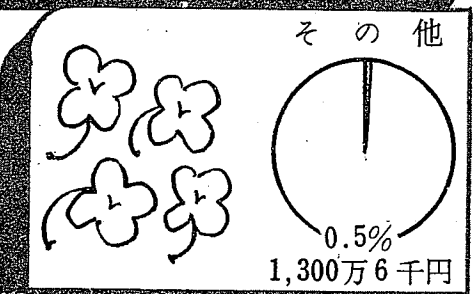
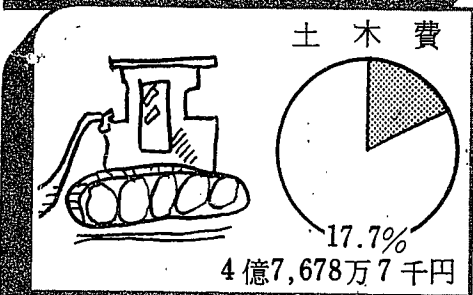
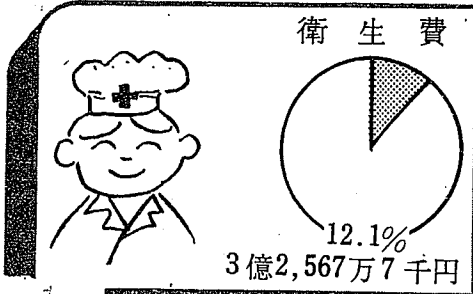
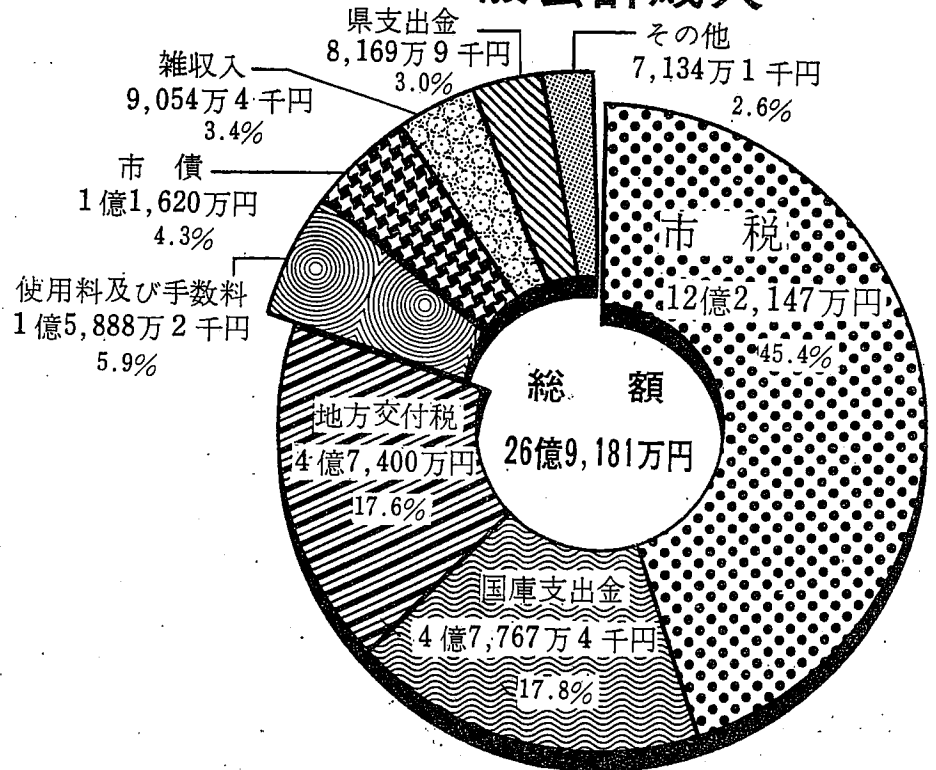
▽「市道材木町下住線・後田雨屋線の舗装について」
 ▽「市道大和町中沼木線の舗装について」は採択となりました。▽「市道馬場町通り線の舗装について」(四十四年閉会中の審査は採択されました。▽「天町土地区画整理事業予算の増額中の審査」は一部採択されました。

決議案

▽「国有林野事業に従事する職員の雇用安定方について」
 ▽「大学設置について」
 ▽「特定郵便局の設置方について」
 ▽「加入電話増設方について」はそれぞれ原案どおり可決されました。



一般会計歳入



特別会計歳入歳出予算

国民健康保険特別会計	6億7,420万8千円
自動車学校事業特別会計	3,646万円
大戸財産区特別会計	4万6千円
湊財産区特別会計	6万1千円
食肉センター事業特別会計	3,022万9千円
湊町簡易水道事業特別会計	22万2千円
西田面簡易水道事業特別会計	24万8千円
公益質屋事業特別会計	203万円
若松城天守閣事業特別会計	4,361万7千円
駅前広場整備事業特別会計	1,240万1千円
国民宿舎事業特別会計	2,065万9千円

事業会計歳入歳出予算

水道事業会計	収益的収支	収入 1億9,368万1千円	支出 1億7,395万2千円
	資本的収支	収入 120万円	支出 4,413万3千円
索道事業会計	収益的収支	収入 1,450万2千円	支出 1,439万6千円
	資本的収支	収入	支出 234万4千円
第二普通索道事業会計	収益的収支	収入 802万1千円	支出 499万7千円

成人病検診車

21日に若右

高血圧、がん、心臓病などの成人病は「早期発見」「早期治療」が大切です。この予防対策の一環として、四月二十一日から二十五日まで、県から検診車が会津若松にくる予定です。検診希望者は保険衛生課または、支所、連絡所へ多数申し込みください。

▽検診種目 胃間接撮影
血圧測定、心電図測定
▽手数料 五百八十円
(生活保護法により被扶養者は福祉事務所長の証明を添付すれば無料)

▽申込期間 四月十三日まで、

なお、実施日、場所、検診時の注意事項は、あとで本人宛通知します。

社会保険になったらすぐ届出を

国民健康保険に加入している人が他の社会保険に加入するケースが増えていきます。その場合、社会保険の資格は、国民健康保険の資格に優先(国保の資格がなくなる)します。社会保険の資格を取得したあとにおいて、国民健康保険で診療を受けると、その保険診療は無効となり、医療費の七割相当額を市に返納していただくこととなります。国民健康保険に加入しているみなさんが社会保険の資格を取得し、社会保険証

の交付を受けられた場合には、早めにその保険証と印かんを持参のうえ、市民課の国保窓口で国民健康保険の資格喪失の手続きをしてください。

また、毎年三・四月は、移動の月です。転出転入の際は、必ず十四日以内に被保険者証の移動手続きを忘れないで行なってください。

老人クラブ会員など宿泊料のみが半額に

国民宿舎「あいづ荘」が四月から大人千二百円、中学生千円、小学生九百円、幼児実費にそれぞれ変わります。

市内に住んでいる老人クラブ会員や、身体障害者には、食費などを除いた宿泊料のみが半額となりますのでご利用ください。

満一歳まで十割給付

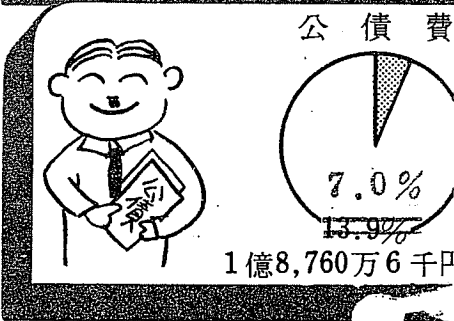
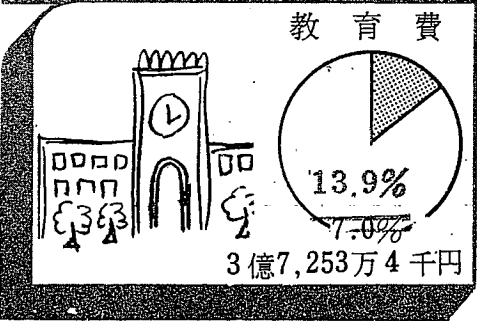
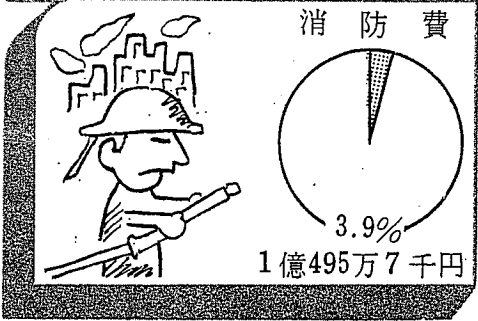
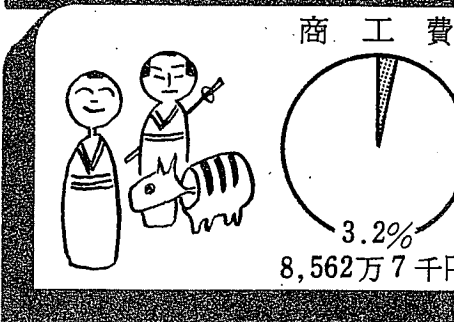
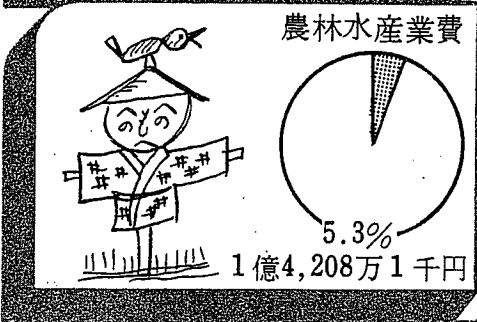
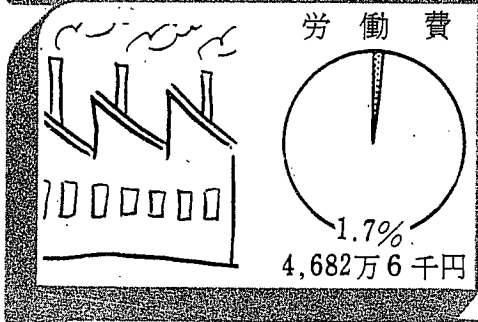
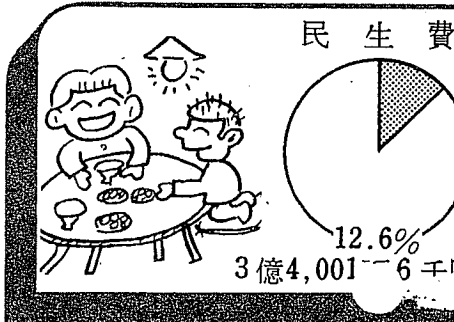
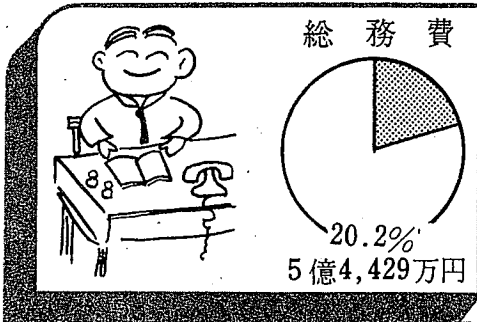
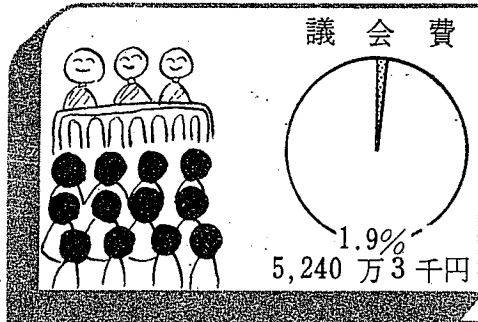
三月議会で議決され四月から次の給付率になります

▽乳児十割給付
昭和四十四年四月一日以後出生の乳児(年令満一歳になる月までのもの)の医療費は、四月一日から一部負担金を支払う必要がありません。

▽助産費引き上げ
昭和四十五年四月一日以後出生に対する助産費は、「二千円」から「三千円」に引き上げられます。

昭和45年度 当初予算のあ

一般会計歳出



2つの資金を貸付

■県店舗改善資金

- ▶ 限度額 1件当り300万円以内
- ▶ 利率 年7分3厘以内
- ▶ 貸付期間 7年以内

■市店舗合理化資金

- ▶ 限度額 1件当り100万円以内
- ▶ 利率 日歩2銭2厘
- ▶ 保証料 日歩3厘
- ▶ 貸付期間 5年以内

2つの貸付資金とも、申込期間は4月1日から4月30日まで 申し込みは市商工課へ。

県・市機械貸与 申込受付

県600万円、市50万円の限度額で機械貸与申込みを受け付けます。受付期間は4月1日から20日まで、市は25日までです。くわしくは商工課まで

現在、市内の電話設備は申し込んでも架設できない電話、約四千台をかかえ、ピンチに立っています。そこで電々公社では、昨年からの基礎設備として、地下ケーブルの工事を進めてきました。一時冬期積雪のため工事を中断してありますが、雪どけとともに再着工します。

この工事は、市内の大部分の道路を掘削することになり、市民のみならずには大へんご迷惑をおかけしますが、市内の電話事情を緩和するための必要な工事です。ですのでご協力をお願いいたします。

電話ケーブル工事にご協力を

春の大掃除地区別日程

月日	曜日	地区名
4月14日	火	町北連絡所管内
16日	木	一箕 "
21日	火	神指 "
22日	水	高野 "
23日	木	門田 "
"	"	城北地区、行仁地区
24日	金	東山連絡所管内
"	"	謹教地区、鶴城地区
27日	月	日新地区、城西地区

春の大掃除必ず実施を

お知らせ



固定資産税

土地の評価・課税が変更 昭和45年度は基準年度

毎年三月一日から二十日までの間、固定資産課税台帳の縦覧を行なっていました。この縦覧期間も終り四月初めに昭和四十五年度の納税通知書がお手もとに届くこととなります。

昨年度と本年度の違うところは、土地の評価方法と、土地の課税方法がそれぞれ異なることです。

土地の評価方法

固定資産の評価は三年毎に評価替えを行なうことに定められており、これを基準年度といつて昭和四十五年年度が基準年度となっています。特に土地については、みなさんご承知のように、新聞紙上などでいろいろ論評されていますが、全国市町村では、国で定める評価基準によりいっせいに評価替えをいたしました。本市でも評価基準により売買実例価格をもとにして、路線価方式と、評点式評価法で実施したわけです。

土地の課税方法

土地を所有されている方に直接影響のある固定資産税の算出方法は、課税標準

額に市の税率(百分の一・五)を乗じた金額です。

この課税標準額は、昭和四十五年一月一日現在で、土地課税台帳に登録されている固定資産課税標準額の合計です。

農地については、昭和三十八年度の評価額がそのまま据置かれ、農地以外の土地については、昭和四十五年年度の評価額に対する昭和三十八年度の評価額の上昇率の区分に応じて、昭和四十四年度の課税標準額に次の表の負担調整率(倍率)を乗じて、算出した額が昭和四十五年年度の課税標準額となるわけです。

上昇率	負担調整率(倍率)
三倍未満	一・一
三倍以上八倍未満	一・二
八倍以上二十五倍未満	一・三
二十五倍以上	二・五
未済	該当なし

固定資産税は、本来評価額に市の税率(百分の一・五)を乗じたものが一年間の税額ということですが、

昭和四十五年度の評価額をもとに税額を算出しますと物価の上昇を反映して、評価額も上昇しているのので、当然税額の負担が大幅に激増することになります。

この税負担の激増を緩和するために、表により本来の計算方法で算定される税額より少ない額を負担してもらおうことになるわけですが、今回の固定資産の評価替えに伴う固定資産税の内容です。

三年間税が減額 新築住宅が対象

床面積が百平方メートル(昭和四十三年度までは八十五平方メートル)以下の新築住宅に対して課税される固定資産税は、新たに課税される年度から、三年度分に限って、二分の一が減税されることとなります。

したがって、昭和四十四年一月二日以降に新築された住宅は、昭和四十五年年度から昭和四十七年度まで減税されることとなります。

また、昭和四十三年度から適用された住宅は、昭和四十四年度から適用された住宅は、昭和四十六年度まで減税されます。

昭和四十二年度から適用された住宅は、昭和四十五年年度から減税されなくなります。

小児マヒを防ぐ 生ワクチン投与

九日から実施

市保険衛生課では、次の日程でポリオ(小児マヒ)生ワクチンの投与を行ないます。これは二回飲まなければ効果がありませんので、該当する保護者は必ずうけさせるようお願いいたします。

▽該当者 ①投与実施日に生後三カ月から生後十八カ月までに生まれた者(ただし、昭和四十四年中に第一回、第二回とも投与をうけたものを除く) ②昨年四月にツベルクリン、BCGを受けたために投与のできなかった者 ③④⑤⑥に該当する者で昨年一回だけ投与をうけた者

▽投与をうけることのできない者 ①熱のある者 または、下痢をしている者 ②種

ワクチン病の予防接種を行ないます。ワクチン病はネズミの尿でよごされた物から皮膚をとおして伝染します。この病は、五人に一人の割合で死亡するといわれる恐ろしい病気です。特に農業に従事される方は、接種してください。ご希望の方は四月三十日までに、保険衛生課

痘、BCG接種後二週間を経過していない者 ③はしかの予防接種後一カ月を経過していない者 ④心臓血管系じん臓または、肝臓疾患のある者 ⑤糖尿病脚気患者 ⑥病後衰弱者または、著しい栄養障害者 ⑦アレルギー体質の者、けいれん性体質の者 ⑧その他投与をしない方がよいと医師が認めた者

▽手数料 無料
▽注意 投与を完了した場合は(二回目)証明しますから必ず母子手帳をお持ちください。ご都合のよい場所であらう場合は、市保険衛生課にお問い合わせください。

ポリオ生ワクチン投与日程表

第1回目 投与日	第2回目 投与日	時間(午後)	場所
4月9日	5月21日	1.30~2.30	町北公民館
〃	〃	2.00~3.00	高野
4月10日	5月22日	1.30~2.30	一箕
〃	〃	2.00~3.00	東山
4月11日	5月23日	1.30~2.30	神指
〃	〃	2.00~3.00	門田
4月13日	5月25日	2.00~3.00	大戸
〃	〃	2.00~3.00	湊
4月14日	5月26日	1.30~2.30	謹教小 学校
〃	〃	2.00~3.00	日新
4月15日	5月27日	1.30~2.30	城北
〃	〃	2.00~3.00	行仁
4月16日	5月28日	1.30~2.30	城西
〃	〃	2.00~3.00	鶴城

青年学級生を募集

市公民館では、昭和45年度の青年学級を開きます。農業従事者を対象とする農業青年学級と、建築業従事者を対象とする建築職能青年学級です。くわしくは、市公民館(電話2-1874)にお問い合わせください。